資　料	３

令和七年第二回区議会定例会提出予定議案（件名）

＜予　算＞　一件

○　令和七年度中央区一般会計補正予算

＜条　例＞　十六件

○　中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
○　中央区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
○　中央区特別区税条例の一部を改正する条例
○　中央区事務手数料条例等の一部を改正する条例
○　中央区立中央会館条例の一部を改正する条例
○　中央区防災会議条例等の一部を改正する条例
○　災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例
○　中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
○　中央区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
○　中央区保育の提供等に関する条例の一部を改正する条例
○　中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
○　中央区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
○　中央区立公園条例の一部を改正する条例

○　中央区まちづくり基本条例の一部を改正する条例
○　中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
○　中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

＜契　約＞　　二十件

○　中央区役所本庁舎機械室内部補修工事請負契約
○　中央区立日本橋小学校等複合施設受変電設備改修工事請負契約
○　中央区立泰明小学校及び中央区立泰明幼稚園内部改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について
○　京橋プラザ分庁舎外壁及び防水改修工事請負契約の一部変更について
○　中央区立八丁堀区民館等複合施設改築工事（建築工事）請負契約の一部変更について
○　中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について
○　中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について
○　中央区立日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について
○　中央区立日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について
○　中央区立日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について
○　橋梁長寿命化修繕工事（鎧橋）請負契約の一部変更について
○　中央区立常盤小学校等内部改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について

○　中央区立常盤小学校等内部改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について
○　中央区立常盤小学校等内部改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について
○　中央区立久松小学校等大規模改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について
○　中央区立久松小学校等大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について
○　中央区立久松小学校等大規模改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について
○　中央区立銀座中学校大規模改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について
○　中央区立銀座中学校大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について
○　中央区立銀座中学校大規模改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について

＜その他＞　一件

○　特別区道の路線の廃止及び変更について

＜報　告＞　四件

○　令和六年度中央区一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの報告について
○　損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
○　損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
○　損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

追加が予定される議案

＜契　約＞　　三件

○　中央区立総合スポーツセンター大規模改修工事（建築工事）請負契約

○　中央区立総合スポーツセンター大規模改修工事（機械設備工事）請負契約

○　中央区立総合スポーツセンター大規模改修工事（電気設備工事）請負契約

〈予算〉 一件

令和７年度 中央区一般会計６月補正予算計上額総括表

歳入			
款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 特別区税	40,378,471		40,378,471
2 地方譲与税	398,000		398,000
3 利子割交付金	396,000		396,000
4 配当割交付金	879,000		879,000
5 株式等譲渡所得割交付金	854,000		854,000
6 地方消費税交付金	11,040,000		11,040,000
7 自動車取得税交付金	1		1
8 環境性能割交付金	157,000		157,000
9 地方特例交付金	104,000		104,000
10 特別区交付金	24,000,000		24,000,000
11 交通安全対策特別交付金	26,000		26,000
12 分担金及び負担金	746,696	△ 255,683	491,013
13 使用料及び手数料	10,903,737	△ 94,843	10,808,894
14 国庫支出金	34,276,535	28,346	34,304,881
15 都支出金	12,973,998	935,100	13,909,098
16 財産収入	1,342,107		1,342,107
17 寄附金	174,559		174,559
18 繰入金	15,653,005	△ 191,548	15,461,457
19 繰越金	1,041,708		1,041,708
20 諸収入	6,675,995		6,675,995
21 特別区債	699,000		699,000
合計	162,719,812	421,372	163,141,184

歳出			
款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	684,912		684,912
2 企画費	8,151,457	25,000	8,176,457
3 総務費	7,741,570	6,000	7,747,570
4 区民費	14,897,814	47,487	14,945,301
5 福祉保健費	50,868,985	338,754	51,207,739
6 環境土木費	11,813,094		11,813,094
7 都市整備費	34,519,831		34,519,831
8 教育費	21,462,415	4,131	21,466,546
9 公債費	1,826,070		1,826,070
10 諸支出金	10,603,664		10,603,664
11 予備費	150,000		150,000
合計	162,719,812	421,372	163,141,184

債 務 負 担 行 為

《 追 加 》

事　　項	期　間	限 度 額
八丁堀区民館等複合施設の改築	令和8年度	千円 1,870
日本橋保健センター等複合施設の改修	令和8年度	31,020
久松小学校及び久松幼稚園の改修	令和8年度	63,019
晴海西小学校仮設増築棟の整備	令和8年度 ～令和11年度	690,800
銀座中学校の改修	令和8年度	47,498

《 変 更 》

事　　項	期　間		限 度 額	
	補正前	補正後	補正前	補正後
日本橋中学校の改築及び千代田公園・ 千代田公園内公衆便所の再整備	令和8年度 ～令和11年度	令和8年度 ～令和12年度	千円 21,861,258	千円 20,238,827

＜条　例＞　　十六件

○　中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

妊娠、出産等についての申出をした職員に対し、仕事と育児の両立支援に係る制度に関する情報の提供、その利用に関する意向確認等の措置を講ずるものである。

（令和七年十月一日施行）

○　中央区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の施行に伴い、部分休業の取得形態を次のとおり追加するとともに、部分休業の承認を正規の勤務時間の始め又は終わりに限定する取扱いを廃止するものである。

（令和七年十月一日施行）

区　分	取得時間の上限（年間）
正規職員	七十七時間三十分
非常勤職員	当該非常勤職員の勤務日一日当たりの平均勤務時間に十を乗じて得た時間

○　中央区特別区税条例の一部を改正する条例

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）の施行に伴い、次のとおり改正するものである。

一　自己と生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族等に係る控除として、特定親族特別控除を新設するものである。（令和八年一月一日施行）

二　加熱式たばこに係る特別区たばこ税の課税標準の特例を次のとおり新設するものである。（令和八年四月一日施行）

課税標準	加熱式たばこの本数の換算方法
製造たばこの本数	一　葉たばこを原料としたものを紙等で巻いた加熱式たばこ 重量〇・三五グラムをもって紙巻たばこの一本に換算する方法（ただし、一本当たりの重量が〇・三五グラム未満の場合は、一本を紙巻たばこの一本に換算する。） 二　一以外の加熱式たばこ 重量〇・二グラムをもって紙巻たばこの一本に換算する方法（ただし、一個当たりの重量が四グラム未満の場合は、一個を紙巻たばこの二十本に換算する。）

○　中央区事務手数料条例等の一部を改正する条例

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の施行により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正され、引用する条項に項ずれが生じることに伴い、規定を整備するものである。（令和七年十月一日施行）

二　改正する条例

（一）　中央区事務手数料条例

（二）　中央区立福祉センター条例

（三）　中央区立知的障害者グループホーム条例

（四）　中央区立知的障害者生活支援施設条例

○　中央区立中央会館条例の一部を改正する条例

結婚式場を廃止するとともに、集会室を披露宴会場に利用する場合の利用区分及び利用料金を削除するものである。

（令和八年四月一日施行）

○　中央区防災会議条例等の一部を改正する条例

一　組織整備に伴い、防災会議及び国民保護協議会の委員の数を七十人以内（現行　六十人以内）に変更するものである。

（公布の日から施行）

二　改正する条例

（一）　中央区防災会議条例

（二）　中央区国民保護協議会条例

○　災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

一　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和七年政令第三十七号）の施行に伴い、次のとおり補償基礎額を改定するものである。

（公布の日から施行。ただし、令和七年四月一日適用とする。）

区分		改定額（日額）	現行額（日額）
補償基礎額	最低額	九、七〇〇円	九、一〇〇円
	最高額	一四、五〇〇円	一四、二〇〇円

二　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、次のとおり補償基礎額に加算する額を改定するものである。

（公布の日から施行。ただし、子の加算額については令和七年四月一日適用とする。）

区分	改定額（日額）	現行額（日額）
配偶者	一〇〇円	二一七円
子	三八三円	三三三円

三　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（令和七年総務省告示第百十四号）の施行に伴い、次のとおり介護補償の額を改定するものである。

（公布の日から施行。ただし、令和七年四月一日適用とする。）

区分			
常時介護	改定額（月額）	現行額（月額）	現行どおり
	現行額（月額）	一七七、九五〇円	一七七、九五〇円
随時介護	改定額（月額）	現行額（月額）	現行どおり
	現行額（月額）	八八、九八〇円	八八、九八〇円

家族介護（最低保障）	八五、四九〇円	八一、二九〇円	四二、七〇〇円	四〇、六〇〇円

○　中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七号）の施行に伴い、連携施設に関する経過措置を平成二十七年四月一日から起算して十五年を経過する日まで（現行　平成二十七年四月一日から起算して十年を経過する日まで）に延長するものである。

（公布の日から施行）

○　中央区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

「中央区こども計画」の推進に際し、子ども施策に若者当事者等の意見を反映させるため、委員の数を二十五人以内（現行　二十人以内）に変更するものである。

（令和七年九月一日施行）

○　中央区保育の提供等に関する条例の一部を改正する条例

区立保育園における第一子の保育料（現行　世帯の収入に応じて零円から六万四千円までの範囲内の額）を令和七年九月分から無償化するほか、規定を整備するものである。

（令和七年九月一日施行）

○　中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

一　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第百九号）の施行に伴い、食事の提供の特例における栄養士による必要な配慮について、管理栄養士が行うことができることとするものである。（公布の日から施行）

二　子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、連携施設に関する経過措置を平成二十七年四月一日から起算して十五年を経過する日まで（現行　平成二十七年四月一日から起算して十年を経過する日まで）に延長するものである。（公布の日から施行）

○　中央区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

難病患者福祉手当の支給対象疾病にＬＭＮＢ１関連大脳白質脳症、ＰＵＲＡ関連神経発達異常症、極長鎖アシルーＣｏＡ脱水素酵素欠損症、乳児発症ＳＴＩＮＧ関連血管炎、原発性肝外門脈閉塞症、出血性線溶異常症及びロウ症候群を追加するとともに、次のとおり当該支給対象疾病の名称を変更するほか、規定を整備するものである。

（公布の日から施行。ただし、令和七年四月一日適用とする。）

変更前	変更後
特発性血小板減少性紫斑病	免疫性血小板減少症
徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症

○ 中央区立公園条例の一部を改正する条例

公募対象公園施設を設ける場合において、建蔽率を十パーセント上乗せする特例を追加するものである。

（公布の日から施行）

○ 中央区まちづくり基本条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正され、引用する条項に項ずれが生じることに伴い、規定を整備するものである。

（令和七年十月一日施行）

○ 中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東京都市計画晴海地区地区計画の区域内において、新たに晴海四丁目の第四―二街区（別紙に示す街区）の地区整備計画が追加されたことに伴い、別紙のとおり建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めるものである。

（公布の日から施行）

○ 中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

妊娠、出産等についての申出をした職員に対し、仕事と育児の両立支援に係る制度に関する情報の提供、その利用に関する意向確認等の措置を講ずるものである。

（令和七年十月一日施行）

＜契　約＞　二十件

○　中央区役所本庁舎機械室内部補修工事請負契約

・契約金額　六億千二百三十一万二千二百八十三円

・契約の相手方　東京都中央区日本橋大伝馬町十番六号
株式会社森組（もりぐみ）　東京本店
執行役員本店長　藤田（ふじた）　博（ひろし）

○　中央区立日本橋小学校等複合施設受変電設備改修工事請負契約

・契約金額　四億七千八十万円

・契約の相手方　東京都中央区湊一丁目十四番十五号
大栄電気（だいえいでんき）株式会社
代表取締役　前場（ぜんば）　武志（たけし）

○　中央区立泰明小学校及び中央区立泰明幼稚園内部改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について

新労務単価の適用に伴い、中央区立泰明小学校及び中央区立泰明幼稚園内部改修工事（建築工事）請負契約（令和七年三月中央区議会議決第三十三号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　変更前の金額　二億千六百七十万円

変更後の金額　二億千九百三十一万八千円

○京橋プラザ分庁舎外壁及び防水改修工事請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、京橋プラザ分庁舎外壁及び防水改修工事請負契約（令和六年十月中央区議会議決第百五十号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　変更前の金額　六億三百九十万円
　変更後の金額　六億五百十七万六千円

○中央区立八丁堀区民館等複合施設改築工事（建築工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区立八丁堀区民館等複合施設改築工事（建築工事）請負契約（令和六年七月中央区議会議決第九十八号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　変更前の金額　八億七千八百九十万円
　変更後の金額　八億八千七十七万円

○中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（機械設備工事）請負契約（令和五年六月中央区議会議決第九十七号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　　変更前の金額　三十億二千四十二万四千円
　　変更後の金額　三十億二千二百二十五万円

○　中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（電気設備工事）請負契約（令和五年六月中央区議会議決第九十八号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　　変更前の金額　十四億七千五百六十一万七千円
　　変更後の金額　十四億八千五百四万四千円

○　中央区立日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区立日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事（建築工事）請負契約（令和六年七月中央区議会議決第九十九号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　　変更前の金額　十一億円
　　変更後の金額　十一億七百二十六万円

○　中央区立日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区立日本橋保

健センター等複合施設大規模改修工事（機械設備工事）請負契約（令和六年七月中央区議会議決第百号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　　変更前の金額　十六億千五百九十万円
　　変更後の金額　十六億二千八百七十三万七千円

○　中央区立日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区立日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事（電気設備工事）請負契約（令和六年七月中央区議会議決第百一号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　　変更前の金額　十二億五千九百五十万円
　　変更後の金額　十二億七千四十二万三千円

○　橋梁長寿命化修繕工事（鎧橋）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、橋梁長寿命化修繕工事（鎧橋）請負契約（令和六年七月中央区議会議決第百二号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　　変更前の金額　二億二千八百八十万円
　　変更後の金額　二億三千六十四万八千円

○中央区立常盤小学校等内部改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区立常盤小学校等内部改修工事（建築工事）請負契約（令和四年十月中央区議会議決第百二十五号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　変更前の金額　九億八千三百万四千円
　変更後の金額　九億八千三百八十九万五千円

○中央区立常盤小学校等内部改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区立常盤小学校等内部改修工事（機械設備工事）請負契約（令和四年十月中央区議会議決第百二十六号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　変更前の金額　四億千五百四十三万七千円
　変更後の金額　四億千六百七十三万五千円

○中央区立常盤小学校等内部改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区立常盤小学校等内部改修工事（電気設備工事）請負契約（令和四年十月中央区議会議決第百二十七号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　変更前の金額　四億六千九百五十万二千円
　変更後の金額　四億七千四百三十三万千円

○中央区立久松小学校等大規模改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区立久松小学校等大規模改修工事（建築工事）請負契約（令和六年七月中央区議会議決第百三号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　変更前の金額　十二億四千三百万円
　変更後の金額　十二億四千六百五十七万五千円

○中央区立久松小学校等大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区立久松小学校等大規模改修工事（機械設備工事）請負契約（令和六年七月中央区議会議決第百四号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　変更前の金額　十七億二千二百六十万円
　変更後の金額　十七億四千五百九十二万円

○中央区立久松小学校等大規模改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区立久松小学校等大規模改修工事（電気設備工事）請負契約（令和六年七月中央区議会議決第百五号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　変更前の金額　九億九千万円

変更後の金額　十億二千六百十二万四千円

○中央区立銀座中学校大規模改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区立銀座中学校大規模改修工事（建築工事）請負契約（令和六年三月中央区議会議決第三十一号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　変更前の金額　十五億三千三百九十三万九千円
　変更後の金額　十五億四千四百二万六千円

○中央区立銀座中学校大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区立銀座中学校大規模改修工事（機械設備工事）請負契約（令和六年三月中央区議会議決第三十二号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　変更前の金額　十八億二千八百二十万円
　変更後の金額　十八億五千三十四万三千円

○中央区立銀座中学校大規模改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について

賃金等の著しい変動に対処するためのインフレスライド条項の適用に伴い、中央区立銀座中学校大規模改修工事（電気設備工事）請負契約（令和六年三月中央区議会議決第三十三号）の一部を次のとおり変更するものである。

・契約金額の変更　　変更前の金額　七億六千七百五十五万八千円
　　変更後の金額　七億八千二百八十二万六千円

＜その他＞　一件

○　特別区道の路線の廃止及び変更について

京橋三丁目東地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり特別区道の路線を廃止し、及び変更するものである。

一　廃止する路線

路線名	起点 終点	備考
特別区道中京第四三五号線	東京都中央区京橋三丁目六番先 東京都中央区京橋三丁目六番先	別図のとおり
特別区道中京第五四三号線	東京都中央区京橋三丁目六番先 東京都中央区京橋三丁目六番先	

二　変更する路線

路線名	起点 終点	備考

特別区道中京第五四六号線		
変更前	東京都中央区京橋三丁目六番先 東京都中央区京橋三丁目十番先	延長 一五四・五四メートル
変更後	東京都中央区京橋三丁目九番先 東京都中央区京橋三丁目十番先	延長 三三・五八メートル
別図のとおり（起点の位置の変更）		

〈報　告〉　四件

○　令和六年度中央区一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十六条第二項の規定に基づき、繰越明許費に係る経費の繰越しを議会に報告するものである。

○　損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」（昭和三十七年三月中央区議会議決）に基づき、次のとおり損害賠償額の決定を専決処分したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第二項の規定により議会に報告するものである。

一　事件名

民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百十九条第一項等の規定に基づく損害賠償事件

二　決定年月日

令和七年三月三十一日

三　損害賠償額及び損害賠償の相手方

番号	損害賠償の相手方	損害賠償額
一	東京都台東区谷中 女性（事件当時の年齢　二十九歳）	千六百三十四円
二	埼玉県草加市松江 女性（事件当時の年齢　六十三歳）	千五百六十一円
三	東京都大田区東馬込 男性（事件当時の年齢　三十一歳）	一万二千五百十五円
四	東京都足立区東和 女性（事件当時の年齢　六十三歳）	四万六百円
五	東京都江東区住吉 女性（事件当時の年齢　六十歳）	八万八千八百七十五円
六	東京都立川市一番町 男性（事件当時の年齢　三十二歳）	四万二十七円
七	神奈川県相模原市緑区西橋本 女性（事件当時の年齢　二十四歳）	二百四十円
八	東京都中央区銀座 女性（事件当時の年齢　四十四歳）	二万八千二百九十九円
九	千葉県習志野市津田沼 女性（事件当時の年齢　三十二歳）	千六十三円

四　事件の概要

十	東京都杉並区堀ノ内 女性（事件当時の年齢　三十二歳）	五千六百七十三円
十一	東京都北区赤羽北 女性（事件当時の年齢　三十九歳）	五千六百二十九円
十二	東京都中央区晴海 男性（事件当時の年齢　二十七歳）	二万三千百四十三円
十三	東京都中央区新川 女性（事件当時の年齢　五十歳）	六千四百八十三円
十四	東京都中央区晴海 女性（事件当時の年齢　三十七歳）	五百三十二円
十五	東京都中央区日本橋馬喰町 女性（事件当時の年齢　五十四歳）	三万三千七百五円
十六	東京都台東区千束 女性（事件当時の年齢　三十六歳）	二万千九百九円
十七	東京都小金井市東町 女性（事件当時の年齢　四十八歳）	四千百七円
総額		三十一万五千九百九十五円

令和六年七月三十日、区職員等十七名に対する初任給の算定の誤りが判明したことから、正しい給与の額との差額に係る遅延損害金を支出するものである。

○　損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」に基づき、次のとおり損害賠償額の決定を専決処分したので、地方自治法第百八十条第二項の規定により議会に報告するものである。

一　事件名

国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）第二条第一項の規定に基づく損害賠償事件

二　決定年月日

令和七年三月三十一日

三　損害賠償額

五十六万五千九百六十円

四　損害賠償の相手方

東京都大田区西馬込

女性（事件当時の年齢　三十八歳）

五　事件の概要

令和五年三月十九日午後零時十分頃、京華コミュニティルーム洋室において、床に生じていた亀裂に損害賠償の相手方の左足がはまり、負傷させたものである。

○　損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」に基づき、次のとおり損害賠償額の決定を専決処分したので、地方自治法第百八十条第二項の規定により議会に報告するものである。

一　事件名

国家賠償法第二条第一項の規定に基づく損害賠償事件

二　決定年月日

令和七年四月四日

三　損害賠償額

四十六万八千百三十二円

四　損害賠償の相手方

東京都中央区明石町

男性（事件当時の年齢　五十四歳）

五　事件の概要

令和六年七月二十二日午後四時三十分頃、中央区立明石町住宅において、給水管の接続部品の経年劣化によりメーターボックス内の給水管が破断したため、階下の居室の天井から漏水し、損害賠償の相手方の所有物を汚損させたものである。

別紙

建築物の用途、構造及び敷地に関する制限
（晴海地区）

１　東京都市計画晴海地区地区整備計画

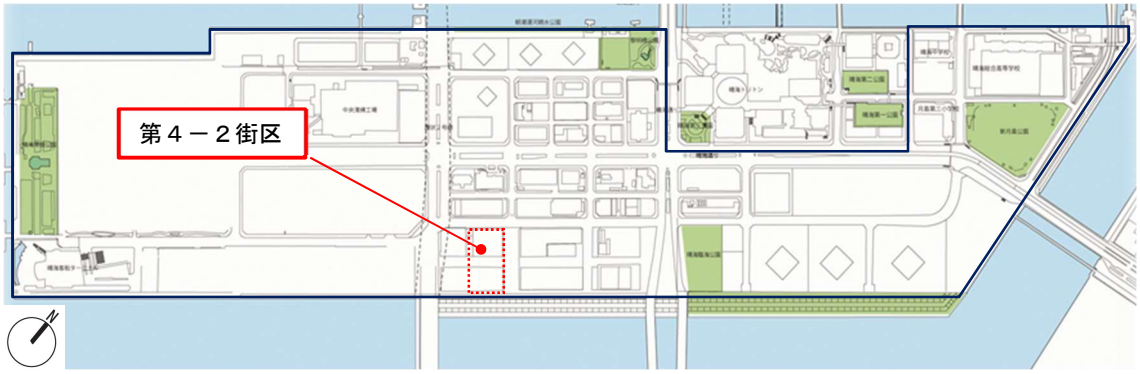

晴海地区地区計画区域

２　建築物の用途、構造及び敷地に関する制限

地区整備計画の名称	東京都市計画晴海地区地区整備計画
街区の区分	第４－２街区
建築してはならない建築物	１　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項各号に掲げる営業の用に供する建築物 ２　法別表第２（へ）項に掲げる建築物
容積率の最高限度	４００％
敷地面積の最低限度	１，０００㎡
壁面の位置	計画図に示す壁面線の位置の数値。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。 １　公共用歩廊その他これに類するもの ２　歩行者の安全性を確保するために必要な上家、ひさしその他これらに類するもの ３　巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもののうち、公益上必要なもの
高さの最高限度	３５ｍ

別図

区道位置図
特別区道の路線の廃止及び変更

廃止及び変更前

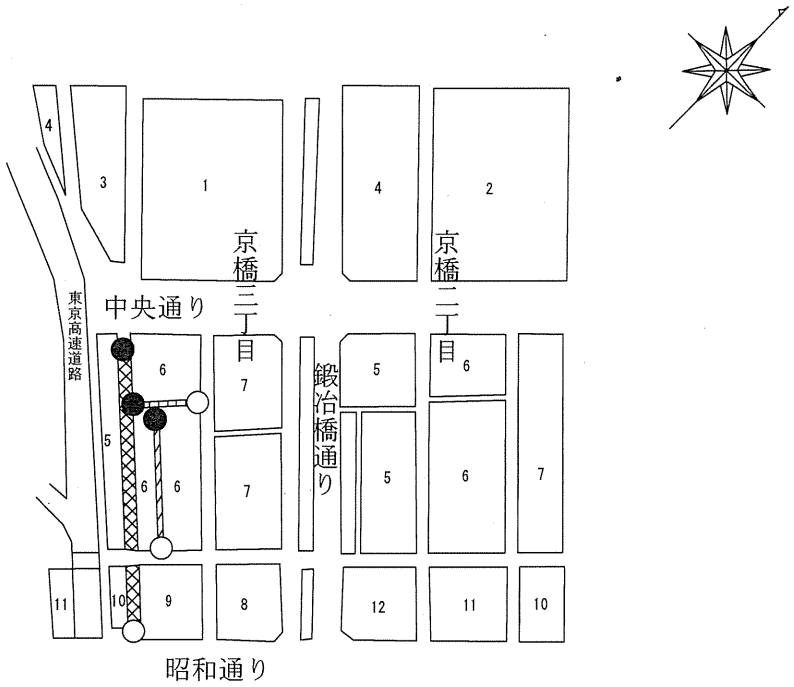

廃止及び変更後

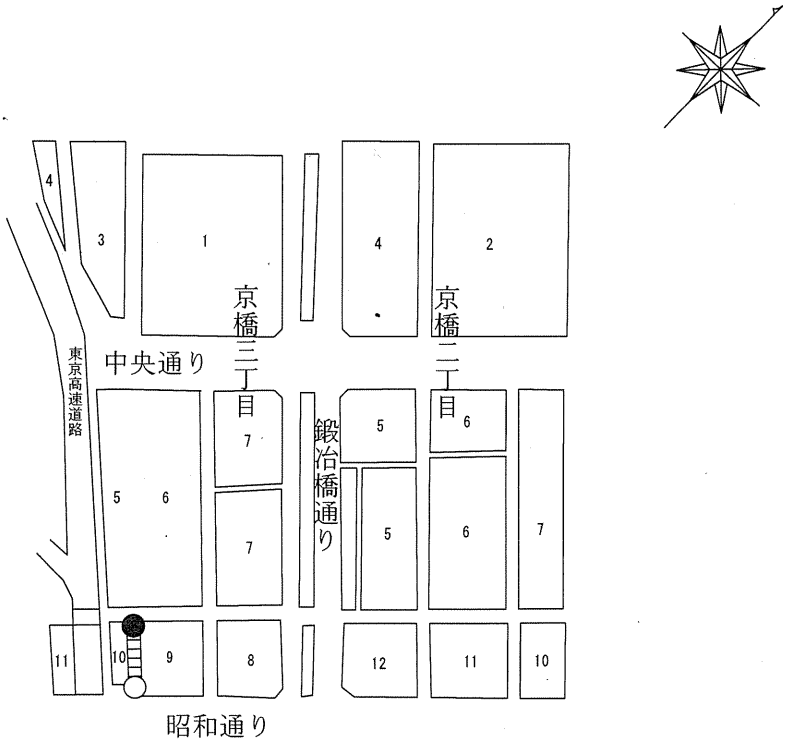

● 起点
○ 終点

特別区道中京第435号線の廃止前（幅員 3.00m　延長 39.35m）
特別区道中京第543号線の廃止前（幅員 3.00m　延長 80.90m）
特別区道中京第546号線の変更前（幅員 7.27m　延長 154.54m）
特別区道中京第546号線の変更後（幅員 7.27m　延長 33.58m）

資　料	３－２

入 札 経 過 結 果 表

件　　名　中央区役所本庁舎機械室内部補修工事

履行場所　中央区築地一丁目1番1号

指名日時　令和　7年　4月 22日　15時00分

開札日時　令和　7年　5月 23日　11時00分

番号	保証金	入札参加業者名	第１回入札金額	順位	第２回入札金額	順位	第３回入札金額	順位	摘要
1	免除	株式会社イズミ・コンストラクション	759,410,000 円	3					
2	免除	株式会社クリスタルジャパン	650,000,000 円	2					
3	免除	株式会社森組　東京本店	556,647,530 円	1					落札

種別：建築工事

予定価格(税抜)	759,410,000 円
調査基準額	525,400,000 円

壁、天井の既存石綿含有吹付材の
撤去及び封じ込め材の撤去
ダクト接合部パッキン封じ込め処理

納（工）期
令和　9年　8月 31日　まで

住　所　東京都中央区日本橋大伝馬町１０番６号
社　名　株式会社森組
代表者(代理人)　藤田　博

落札金額　612,312,283 円

なお、本件は中央区議会において契約議案が可決された後、本契約を締結する。

資　料	３－３

入 札 経 過 結 果 表

件　　名　中央区立日本橋小学校等複合施設受変電設備改修工事

履行場所　中央区日本橋人形町一丁目1番17号

指名日時　令和　7年　4月　21日　17時00分

開札日時　令和　7年　5月　23日　13時30分

番号	保証金	入札参加業者名	第１回入札金額	順位	第２回入札金額	順位	第３回入札金額	順位	摘要
1	免除	株式会社弘電社							辞退
2	免除	大栄電気株式会社	428,000,000 円	1					落札
3	免除	株式会社川瀬電気工業所　東京支店							辞退

種別：電気工事

予定価格(税抜)　488,000,000 円

調査基準額　355,500,000 円

受変電設備工事　一式

納（工）期

令和　8年　10月　28日　まで

住　所　東京都中央区湊一丁目１４番１５号

社　名　大栄電気株式会社

代表者(代理人)　前場　武志

落札金額　470,800,000 円

なお、本件は中央区議会において契約議案が可決された後、本契約を締結する。